

地域運営組織について

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO : Region Management Organization

R8当初予算額案 0.3億円
(R7当初予算額 0.3億円)



地域の暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

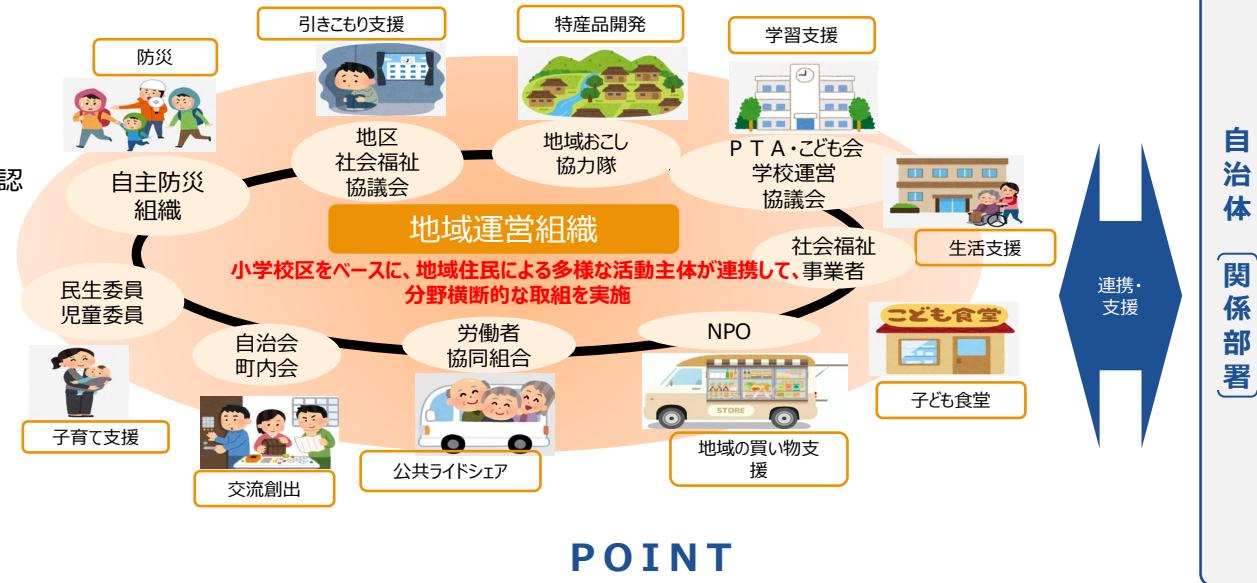
- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和6年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”的3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「○○まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイディアを集め、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている※次ページ参照

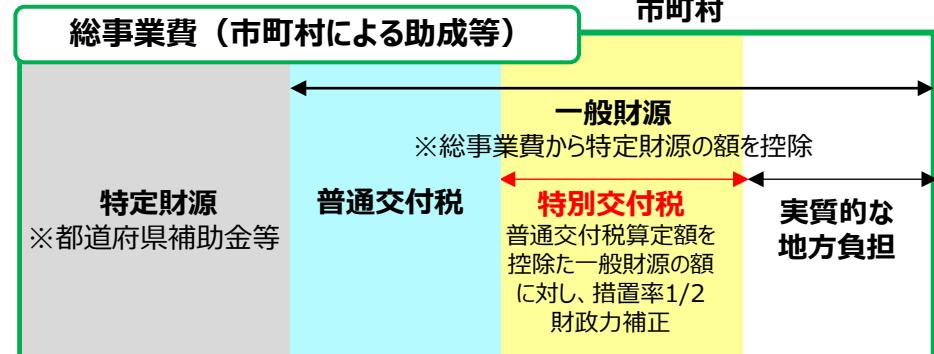
地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

■事務局運営や事業活動の支援

⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置
市町村

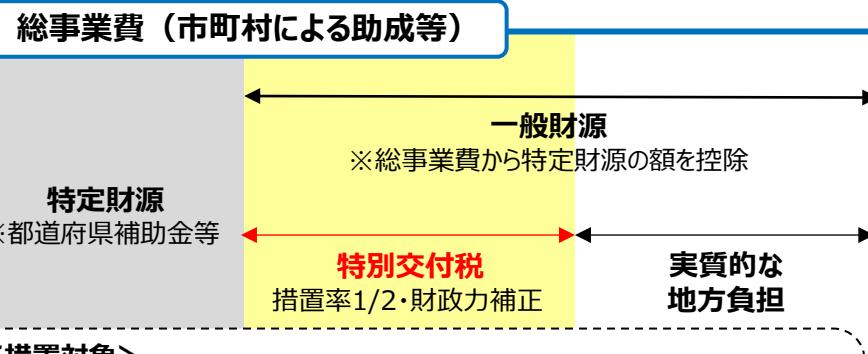


＜措置対象＞

- (1) : 事務局人件費 等
- (2) : 高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等

■ 形成支援

⇒ 特別交付税措置



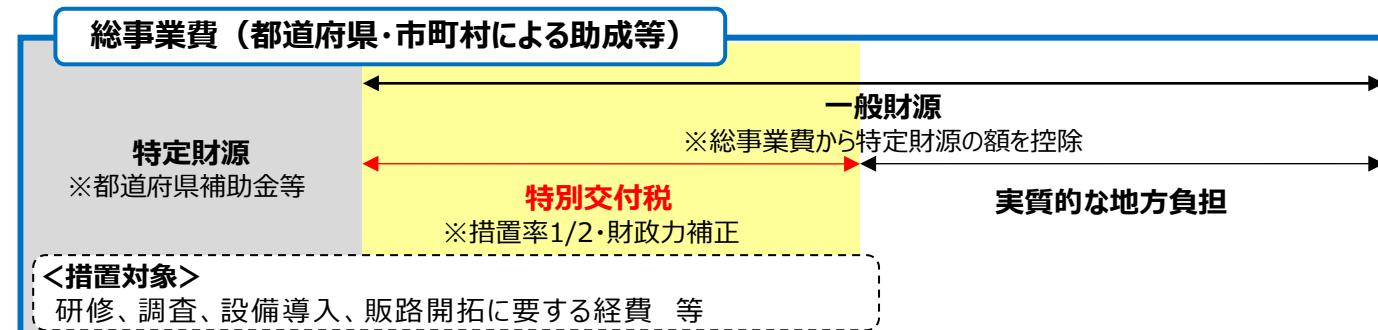
＜措置対象＞

ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費 等 ※措置回数制限あり
※令和8年度からは、ワークショップ開催の為の臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保 等地域運営組織の経営力強化に 要する経費

⇒ 特別交付税措置



＜措置対象＞

- 研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費 等

「指定地域共同活動団体」制度について

総務省自治行政局市町村課

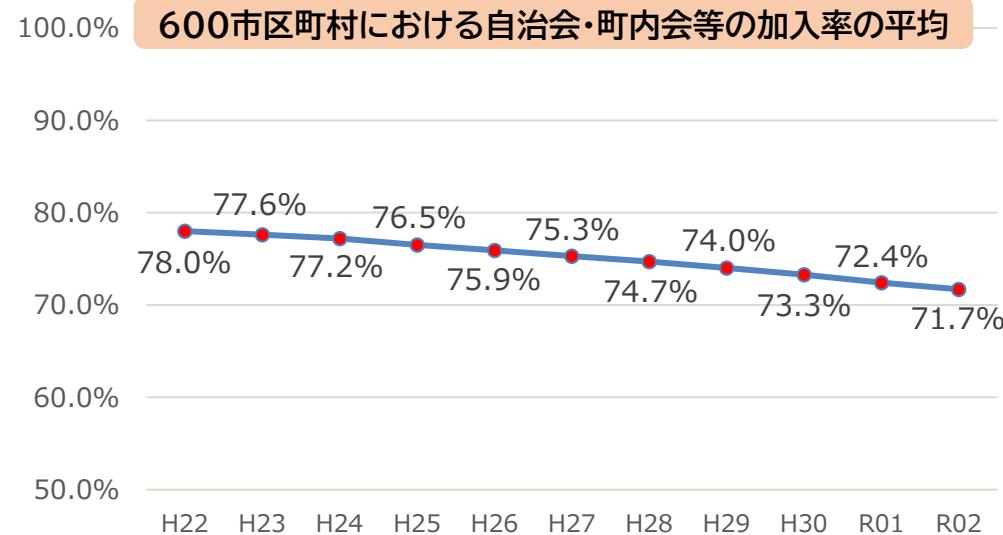
自治会・町内会等(地縁による団体)について

- ◎ 「地縁による団体」とは、「町 又は 字 の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいう(自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など)。
- ◎ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としている。
- ◎ 全国で295,838の地縁による団体(自治会・町内会等)が存在している。(令和5年4月1日現在の総務省調べ)
- 全国調査によると、平成22年度から令和2年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している600市区町村における自治会等の加入率の平均(単純平均)の推移は、平成22年度に78.0%であったのが、令和2年度では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計 (R5. 4/1時点 総務省調)
団体数(構成比)	130,569 (44.1%)	67,329 (22.8%)	17,882 (6.0%)	4,218 (1.4%)	2,731 (0.9%)	34,735 (11.7%)	38,374 (13.0%)	295,838 (100.0%)

自治会・町内会等の主な活動	区分	割合(※)
住民相互の連絡 (回覧板、会報の回付等)		93%
区域の環境美化・清掃活動		93%
集会施設の維持管理		86%
防災・防火		49%
交通安全、防犯		37%
文化・レクリエーション活動		32%
盆踊り、お祭り、敬老会、成人式等の行事開催		26%
スポーツ・レクリエーション活動		26%
社会福祉活動 (主に高齢者を対象とした活動)		22%
道路、街路灯等の整備・修繕等		21%
社会福祉活動 (主に子どもを対象とした活動)		20%
行政機関に対する要望、陳情等		16%
慶弔		10%

※ H30～R4年度の間に認可(法人化)された地縁団体(5,164団体)のうち、当該活動を規約の目的に定めている割合



出典:総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成(自治会・町内会等の加入率(世帯単位)について回答のあった600市区町村における単純平均)

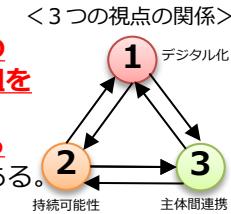
地域コミュニティに関する研究会報告書(R4.4)の概要

地域コミュニティに関する現状・課題

自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要。コロナ禍のピンチをチャンスにして、デジタル化を期待。

研究会報告書の“狙い”

- 下記の3つの視点に分けて検討し、**全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援**することが狙い。
- この3つの視点については、**互いに独立したものではなく、各視点に係る取組を進めることが他の視点に係る取組を進めやすくなる**という関係にある。
(例：デジタル化による現役世代の参加が、持続可能性の向上に寄与)



研究会報告書における「3つの視点」

1 地域活動のデジタル化

【現状】

- 自治会等のデジタル化について、市区町村は「災害における安否確認」等において有効で、「住民の多くが操作等に不慣れなこと」等を課題と認識。
- 電子回覧板やオンライン会議のほか、SNSやホームページの活用、デジタル講習会の実施等の事例あり。

2 自治会等の活動の持続可能性の向上

【現状】

- 600市区町村の平均加入率78.0%(H22)→71.7%(R2)
- 市区町村は、自治会等の加入促進のため、チラシ配布や不動産業界との協定、条例策定等で支援。
- 自治会等の負担軽減のため、市区町村窓口の一元化、委員の推薦依頼の見直し等を実施。

3 地域コミュニティの様々な主体間の連携

【現状】

- 市区町村のうち、防災、地域福祉分野で自治会等以外の団体・専門家との連携支援を行っている団体は少数。
- 高齢者・子ども等を対象とした地域の居場所のリスト・マップを作成していない団体が多数。
- 消防庁、厚生労働省など関係省庁において、防災、地域福祉分野など個別分野での連携を進める施策を展開。

【地域活動のデジタル化を進める視点】

- 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため**、コロナ禍のピンチをチャンスと捉え、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、**市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**。



電子回覧板 オンライン会議 デジタルとリアルのバランス、ニーズと費用 災害時の安否確認

- 自治会等の自主的判断、デジタルとリアルのバランスも重要。災害時用アプリは、平時も活用できるものにすべき。
- ニーズと費用のバランス、ニーズの変化に低負担で対応できるか等を考慮し、汎用又は自治会等用のソフトを選択。
- 自治会等で単独導入する方法もあるが、自治会等の連合会等と協力し広域で推進すれば、一斉配信等の実施が容易。



町内会 市役所 市区町村

棚卸しや部局横断的な見直し

【自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点】

- 自治会等の役員・運営の担い手不足、加入率の低下等により、活動範囲の縮小・停滞に伴うリスクが高まっており、**活動の持続可能性を向上させるため**、自治会等の自己改革のみならず、**市区町村として、加入促進の取組や、自治会等の負担軽減のための行政協力業務(※)の部局横断的な見直しが必要**。

- 具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、ニーズにどの程度即したものであるかが重要。
- 市区町村が、行政協力業務に関する組織横断的な棚卸しを、市区町村全体の業務見直しと一体的に推進する必要。
- 地域担当職員制度の導入や外部人材等の活用は、自治会等の負担軽減のみならず、市区町村の施策展開にも有用。

(※)回覧板・掲示板による連絡事項の伝達、行政委嘱委員の推薦、防災訓練の実施、防犯灯・ごみステーションの設置管理など、公共のサービスの提供・協働や行政との連絡調整業務を指す。



こども食堂 防災 連携のコーディネーター

【様々な主体間の連携を強化する際の視点】

- 防災や地域福祉分野等における地域コミュニティの様々な主体間の連携を促進するためには、**市区町村による多様な主体に係る情報把握と「見える化」を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、連携のコーディネーターを活用し、資金面・非資金面の支援を行うことが期待される**。

- 市区町村等が人材・財源面で連携をサポートし、職員以外にも、防災等の連携のコーディネーターを養成、活用。
- こども食堂など、目的が明確なプロジェクトベースでの連携を促進すれば、より実質的に地域活動の活性化が可能。
- 財源面等の支援のみならず、推進計画等の非資金的援助により、地域の事業者等のサポート団体の増加を期待。

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

- 自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費(住民活動支援事業)について、引き続き、地方交付税措置を講じる。〈普通交付税(費目;地域振興費)〉
 - 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和4年度に、「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充。
- ❖ 普通交付税の算定に当たり、**標準団体(人口10万人)ベースで、4,491万円を基準財政需要額に算入**
※ R3年度;4,338万円(+153万円)

〔市町村分〕

第三款 地域振興費

第二項 標準団体行政経費積算内容

(細目)1地域振興費(細節)地域振興共通経費

積算内容	
(住民活動支援事業)	44,906千円
自治会・町内会活動(話し合いの場づくり等)支援事業	
自治会・町内会加入促進に係る経費	
自治会・町内会活動内容の周知に係る経費	
地域活性化イベント(お祭り、地域PR等)助成事業	
自主防犯活動(地域の夜回り等)支援事業	
自治会・町内会所有施設等への補助	
(防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備 等) 等	

出典:「令和7年度 単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容」(総務省)

地域活動のデジタル化の推進

◎ 行政を含めた社会全体のデジタル化が進む中で、**情報共有を効率化し、新たなサービス・価値を地域住民が受けられるようにするため**、現役世代や若者の積極的な参加を促しつつ、**市区町村が自治会等の地域活動のデジタル化のために積極的に取り組むことが有効**。〔令和4年度 地域コミュニティに関する研究会 報告書〕

自治会等における地域活動のデジタル化実証事業

[令和5年度]

▶ 地域活動のデジタル化が進んでいない地域において、情報共有手段の効率化を図り、現役世代や若者の積極的な参加を促す観点から、電子回覧板等の機能を有する地域交流アプリ(スマートフォンアプリ)を自治会等で活用する実証事業を実施。

実証事業の概要

- 事業期間: 令和5年4月～令和6年3月
(アプリ利用: 10ヶ月間)
- 事業参加団体: 10市町、51自治会
- アプリ登録者数: 3,409名
- 情報配信回数: 1,609回
(1自治会あたり平均32回)
- 閲覧回数: 136,682回
(1自治会あたり平均2,680回)



実証事業で確認された主な効果

① 情報伝達の迅速化・効率化、内容の充実

▶ 回覧頻度の増加や回覧所要時間が短縮。

- 紙回覧: 月1・2回程度 → アプリでの情報配信: 月平均5・3回
- 従来の回覧期間: 2-4週間 → 配信から2日以内に半数が閲覧

② 地域活動の担い手の確保

▶ 多様な世代がアプリを活用。未加入者が加入する事例も確認。
■ アプリの登録状況: 30～50代が6割超。70代以上の登録も17%

③ 自治会役員の負担軽減

▶ アプリの利便性を実感。実際の運用には工夫も必要。
■ 約8割の自治会が、電子回覧が「便利」と回答
■ 約45%の役員が、今後も「自治体からデジタルで情報を受けたい」と回答

自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック

[令和6年度]

▶ 実証事業の成果を踏まえ、市区町村が、電子回覧板機能を有する地域交流アプリを活用した自治会等の地域活動のデジタル化を進めていくためのハンドブックを作成し、その取組を促進。



目次

第1章 はじめに

- 1-1. 地域活動のデジタル化に関するこれまでの調査研究等の経過について .. 1
(1) 地域コミュニティに関する研究会について 1
(2) 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業 3
- 1-2. 本書の位置付け 4

第2章 取組の背景

- 2-1. 地域交流アプリ普及の取組のきっかけとなった地域課題 5
(1) 少子高齢化・人口減少 5
(2) ライフスタイルの多様化 6
(3) 災害リスクの高まり 6
- 2-2. 地域交流アプリに期待される効果 7
(1) 自治会等の活動の効率化・負担軽減 7
(2) 地域活動への参加促進 7
(3) 情報共有の効率化・迅速化、新たなサービス・価値の創出 8

第3章 デジタル化が進んだ地域の将来像

- 3. デジタル化が進んだ地域の将来像 9

第4章 地域交流アプリの活用

- 4-1. 導入プロセス 11
(1) 導入フロー 11
(2) 各段階における検討のポイント 13
- 4-2. 地域交流アプリの主要機能 23
- 4-3. 地域交流アプリの活用に向けた取組 29
(1) 取組の課題 29
(2) 開発事業者による普及に向けた支援 29
- 4-4. 個人情報保護の取組 30

第5章 市町村による直接的な支援

- 5-1. 導入・運用等支援 32
- 5-2. 導入・運用等に伴う費用負担 35
- 5-3. 普及のための官民連携と協力 36

目次

第6章 活用可能な国の施策・支援メニュー

- 6-1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
〈内閣府・内閣官房〉 38
- 6-2. デジタル地方創生モデル仕様書・デジタル地方創生サービスカタログ
〈デジタル庁〉 40
- 6-3. デジタル活用支援推進事業 〈総務省〉 41
- 6-4. 「地域情報化アドバイザー」派遣制度 〈総務省〉 43

第7章 関連する地方財政措置

- 7-1. 自治会・町内会等の活動に係る市町村の支援について 44
- 7-2. 地域社会のデジタル化の推進について 45

第8章 地域交流アプリの活用事例

- 8. 活用事例の紹介 46
(A) 石川県泉市 47
(B) 徳島県神山町 49
(C) 神奈川県秦野市 51
(D) 北海道札幌市(さっぽろ圏域) 53
(E) 福井県坂井市 55
(F) 北海道旭川市 57

＜図み参考事例一覧＞

- ① 大阪府南河内市『地域デジタル支援アプリ推進に関する協定』 16
- ② 要知県豊川市『コミュニティリーダー養成講座』 19
- ③ 埼玉県さいたま市『さいたま市自治会電子回覧板モデル事業』 20
- ④ 富山県高岡市・経営革新町内会『災害時安否確認機能の活用』 24
- ⑤ 大阪府和泉市・はつが野自治会『キャッシュレス決済機能の活用』 25
- ⑥ 富山県高岡市・経営革新町内会『会員機能の活用』 27
- ⑦ 石川県泉市・米泉町・町内会連合会『災害時安否確認機能の活用』 27
- ⑧ 富山県高岡市『個人情報の取扱に関する覚書の締結』 30
- ⑨ 愛知県豊川市『豊川市における町内会等コミュニティ活動のICT化推進に関する協定』 32
- ⑩ 富山県高岡市『活用事例集の作成・公表』 33

『指定地域共同活動団体』制度の概要

R6改正

- 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕
- ⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により創設された「**指定地域共同活動団体**」制度の活用を通じて、地域における共助の仕組みを支え、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境を整備。

【総務省重点施策2026(抄)】[R7補正;0.2億円]

☆ 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先駆的な取組事例等を参考に、導入ガイドブックの作成や周知・啓発等を実施。

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・地域の美化・清掃
- ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、
市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動(特定地域共同活動)を行う
- ・地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

【施行期日】令和6年9月26日

2. 指定の効果

- ・活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- ▶ 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- ▶ このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費**について、**地域運営組織と同様の地方交付税措置**を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

→ 拡充の考え方

❖ 地域運営組織**以外**の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、**既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。**

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な**組織形成への支援**に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の**活動への支援等**に要する経費

支援対象が「**指定地域共同活動団体**」である場合には、その主体が、**地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置**を講じる。

→ 【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置[市町村]

- ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） → **特別交付税措置(※)**
- ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 → 普通交付税算定額を上回る経費について
特別交付税措置(※)

※ **特別交付税措置(措置率0.5・財政力補正あり)**

「指定地域共同活動団体」制度の検討状況に関するアンケート調査(令和8年1月)

- 総務省では、現在、「指定地域共同活動団体」制度の円滑な導入・運用に当たっての課題等を整理し、有用な対応策等を検討するための調査研究を行っているところ。
 - 市町村における検討状況等を把握し、今後の調査研究の参考とするため、下記の内容についてのアンケート調査を実施するので、御協力をお願いしたい。
- アンケート調査フォームによる回答 → 回答期限；2月12日(木)まで

Q 「指定地域共同活動団体」制度の検討状況について

① 導入済

② 導入の要否について検討し、導入に向けて取組中

③ 導入の要否について検討中

④ 導入の要否について検討し、導入の意向なし

⑤ 導入の要否について検討をしていない

Q どのような取組をしているか

(選択肢から選択)

Q 「指定地域共同活動団体」制度の検討に当たって、特に知りたい情報は何か

(選択肢から選択)

「指定地域共同活動団体」の設立状況

➤ 指定地域共同活動団体に指定された団体数;19団体(広島市)[R7.10/31現在]

(エルモ翠町学区、大林学区地域運営委員会、エルモふくろまち、八木学区地域運営委員会、やすきたLMO、LMOみいり、まるっと安芸中野、さつきそらのLMO、美鈴が丘エルモ、幟町地区まちづくり委員会、井口台エルモ、江波地区地域運営委員会、もとまちエルモ、早稲田学区社会福祉協議会、戸坂しろやまLMO運営委員会、尾長地区まちづくり活性化支援委員会、大洲学区地域運営委員会、藤の木エルモ、みのちエルモ)



ひろしまLMO(指定地域共同活動団体)の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO(エルモ)とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(2)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容(特定地域共同活動)

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)～(5)のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うかを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域の子ども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)～(4)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

(出典:
広島市作成資料)

《参考》総務省HP

(※ 令和7年12月末時点の主な掲載情報)

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- ・地域コミュニティに関する調査研究等
- ・自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書(令和6年3月)
- ・自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック(令和7年3月)
- ・地域活動事例
- ・地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- ・認可地縁団体制度とは
- ・認可状況調査
- ・認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

「指定地域共同活動団体」に関する問合せは、総務省
自治行政局市町村課まで

3. 指定地域共同活動団体制度について

- ・指定地域共同活動団体制度とは
(概要、関連条文、第33次地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- ・指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等